

令和元年第6回農業委員会総会議事録

令和元年6月3日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年6月3日(月)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第33号 農地法第3条許可について

議案第34号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第3条)

議案第35号 農地法第4条許可について

議案第36号 農地法第5条許可について

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

議案第39号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第40号 農業委員会事務の実施状況等について

議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

[報 告]

報告第33号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第34号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第35号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第36号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第37号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第38号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光	7 番 松 元 明 彦
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 長 友 紘 子
11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦	13 番 茜ヶ久保 加 代
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 片 上 英 行
17 番 比 恵 島 章 之	18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美
20 番 前 田 峰 子	22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美
24 番 小 玉 利 光		

5. 欠席委員

4 番 井 野 義 美	21 番 中 村 和 寛
-------------	--------------

6. 事務局出席者


局長	日高 国弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次長	西領 敏一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	小谷 健二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主任技師	崎原 友子		
総務係主事	平下 拓実		
総務係主事	石橋 里彩		


7. 市長部局出席者

農政企画課

副主幹兼農地政策係長	小 濱 裕 二
農地政策係主査	椎 葉 智 洋

署名委員

議長 松田 良 

委員 岡武 義 

委員 外蘭 香 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 6 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、4 番井野義美委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、22 番外菌香委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程について御説明いたします。お手元に総会会期及び議事日程等を配付させていただいておりますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 8 議案の御審議をお願いしております。

議案第 33 号農地法第 3 条許可については 13 件、議案第 34 号農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 3 条）は 1 件、議案第 35 号農地法第 4 条許可については 8 件、議案第 36 号農地法第 5 条許可については 23 件、議案第 38 号農用地利用集積計画の決定については 46 件、議案第 39 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取については 9 件、議案第 40 号農業委員会事務の実施状況等については 1 件、議案第 41 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願については 1 件、以上、審議件数は 102 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、13 万 9,841 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、13 万 9,436 平方メートルでございます。

説明は以上です。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 33 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第3条許可について説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの99番が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

1ページの番号97番と98番をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。受人はこれまでも祖父母や父の農作業を手伝っておりましたが、父が本業の会社経営が多忙となったことから、農業経営を受け継ぎ、あわせて農地を購入することとなったため、本申請に至ったものです。受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の2件の申請で受人の総経営面積が6,085平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの105番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号102番から104番をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件につきまして、これまで申請農地は、受人の妻が農地法第3条の許可を受け、受人とともにハーブなどを耕作しておりましたが、今般受人の妻がほかの事業に専念することとなったため、農地の借受人を夫である受人に変更するため、農地法第3条の申請が行われたものです。

なお、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、これは、申請農地につきまして、借受人を変更するため、一度合意解約が行われたことによるもので、今回の3件の申請で受人の総経営面積が5,388平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただきます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14番（持原委員） ハーブの栽培ということですが、品種は何でしょうか。

○事務局（押川） 具体的な品種までは確認しておりませんが、受人の妻がカフェレストランでの料理や、ハーブティーを販売する事業をしており、そのための原材料を耕作しているということで聞いております。以上です。

○14番（持原委員） わかりました。

○議長（松田） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

関連する案件がありますので、3ページから4ページまでを議題とします。

○事務局（押川） 番号109と110をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は親子による経営移譲のための農地法第3条申請です。受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、受人はこれまでも渡人である父親にかわって申請農地で農業を行っており、親子間での使用貸借等の法的手続が行われていなかった

ことによるものであり、今回の2件の申請で受人の総経営面積が5,416平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 106番についてですが、無償譲渡ということになっておりますが、贈与とどう違うのでしょうか。

○事務局（押川） 表現として無償譲渡という表現を使っていますが、内容的には贈与ということになるかと思えます。渡人は、相続により本農地を取得しておりますが、非農家であるため、この土地の取り扱いに非常に困っていたということで、知り合いの受け人に譲って、その方に耕作していただくということで今回3条申請が上がってきたところでございます。以上です。

○1番（日高委員） 贈与と一緒にということですか。

○事務局（押川） 一緒になると思えます。税関係も当然贈与税の範疇になってくると思えます。

○1番（日高委員） 贈与税の範疇ですね。わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第34号農地の競売・公売による買受適格証明について、5ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対して提出が求められるもので、入札しようとする人が、農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものをいいます。

本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で3条許可を行い、後日総会で報告するという流れになっております。

それでは、番号1をごらんください。

本案件は宮崎市納税管理課が公売する土地で、白地の農地です。申請人は大字恒久在住の農家です。申請人は法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。

なお、入札期間は6月18日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（議長） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第35号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号23をごらんください。

申請人は宮崎市です。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります明神山地区の営

農研修施設です。本案件は、農地法の許可を得ずに、平成7年に県の事業を活用し営農研修施設を建設していたことから、追認申請に及んだものです。転用手続きについてどのような判断を行ったのか記録等が残っておらず、詳細は不明ですが、転用許可を得た履歴はありません。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外となります「農業従事者の良好な生活環境を確保する施設」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。

なお、この案件につきましては、始末書付の案件となっておりますが、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、番号24、25、26につきましても、同様の営農研修施設の追認案件です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページから8ページの30番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第36号農地法第5条許可について、9ページから10ページの112番までを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明します。

番号110をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町上倉永在住の個人2名、受人は宮崎市大字跡江在住の農家です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。1ページに位置図を、2ページに航空写真、3ページに字図、4ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町祇園台の南側に隣接する土地です。本案件は、申請地にクヌギを植林するため、申請に及んだものです。なお、本申請地は、本申請以前から農地法の許可を得ずに牛舎などとして利用されていたことから、始末書付の案件となっております。牛舎は既に解体され、堆肥舎と基礎が残っておりますが、資材置場などとして使用する計画になっております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は自然浸透及び南側側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、そのほかの案件においても追認申請がございますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

番号111をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人ともに宮崎市大字塩路在住で、親子でございます。申請地は、宮崎市フェニックス自然動物園より西に約1キロメートルの場所に位置する土

地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外となります「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを積み土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透及び道路側溝に排出することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、10ページの番号113、114、115、11ページの番号116がございます。

次に、番号112をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字新名爪在住の農家2名、受人は宮崎市佐土原町に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎北高等学校から北東に約1.5キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎県発注の新名爪川樹木伐採・河道掘削工事の露天資材置場として利用したく申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、緩衝帯を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透及び南側側溝に排出することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。その他、の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第 5 条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号 110 番につきましては、6 月 12 日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第 38 号農用地利用集積計画の決定について、16 ページから 40 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、秋山広美委員の退室を求めます。

（19 番秋山広美委員退室）

○事務局（石橋） 議案第 38 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理の特例事業による貸借につきましては、16 ページの番号 1 番から 2 番までの 2 件でございます。

利用権設定につきましては、17 ページの番号 341 番から 40 ページの番号 377 番までの 37 件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 4 件、新規設定が 4 件、賃借権の再設定が 15 件、新規設定が 12 件となっております。39 ページの番号 376 番から 40 ページの 377 番までの 2 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

秋山広美委員の入室を求めます。

（19 番秋山広美委員入室）

○議長（松田） 次に、41 ページから 44 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、41 ページの番号 378 番から 44 ページの番号 384 番までの 7 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 39 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、45 ページから 68 ページまでを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 39 号農業振興地域整備計画変更申請について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程をしております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が 9 件でございます。

現地調査は5月24日に地元農業委員の立ち会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討しましたが、いずれの案件もその基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課の農政企画課より説明がございます。

○農政企画課（椎葉） 議案第39号は、4月に農業振興地域整備計画変更の要望がありました案件について、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

それでは、議案書の45ページ、46ページをお開きください。

農用地区域からの除外要望がありました9件の一覧となっております。

それでは、案件番号1番から御説明いたします。

変更内容は、資材及び重機置場用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は佐土原町で造園業を営んでおり、その敷地拡張の計画となっております。申請地は佐土原町下那珂、詳細は議案書48、49ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号2番でございます。

変更内容は、物流センター等施設用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は、県内農産物の物流の拠点として、物流センターを初め、茶や青果物の加工施設などの再編整備を行う計画となっております。総敷地面積は約12ヘクタール、今回の要望地はその西側の一部で、調整池や法面の整備計画となっております。申請地は大字富吉、詳細は議案書50ページから52ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号3番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設としての農用地区域からの除外要望です。全体の敷地面積は24.3ヘクタール、今回の要望地はその一部でございます。なお、排水対策として、大坪池の東西の2カ所に調整池を設置する計画となっております。申請地は大字長嶺、筆の一覧は議案書の47ページ、図面は議案書53ページから55ページをごらんください。

続きまして、案件番号4番でございます。

変更内容は、駐車場としての農用地区域からの除外要望です。要望者は申請地の北側に居住する農業を営む個人で、自宅敷地に農業用倉庫を建設予定で、手狭になるため、今回の変更要望に至ったものです。申請地は大字生目、詳細は議案書56、57ページ

ジの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 5 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設敷地としての農用地区域からの除外要望です。これは平成 30 年 2 月に既に農用地区域から除外し、太陽光発電施設の整備が進められている案件の一部であり、昨年度のたび重なる台風等の被害を受け、擁壁を強化した結果、農用地区域に一部食い込んだことが判明したものでございます。申請地は高岡町花見、詳細は議案書 58、59 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 6 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設としての農用地区域からの除外要望です。申請地は、平成 28 年度に農業委員会による非農地判断がなされた土地となっております。申請地は高岡町五町、筆の一覧は議案書の 47 ページ、図面は議案書 60 ページ、61 ページをごらんください。

続きまして、案件番号 7 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設としての農用地区域からの除外要望です。全体の敷地面積は 5 ヘクタール、今回の要望地はその一部ですが、既に原野化しており、平成 28 年度に農業委員会による非農地判断が一部なされた土地となっております。申請地は高岡町小山田、詳細は議案書 62 ページから 64 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 8 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設としての農用地区域からの除外要望です。申請地は既に原野化しており、農用地区域に挟まれた土地も含んだ一体的な整備計画となっております。申請地は高岡町上倉永、詳細は議案書 65、66 ページの図面をごらんください。

最後に、案件番号 9 番でございます。

変更内容は、携帯電話用無線基地局としての農用地区域からの除外要望です。要望者による数カ所の候補地での電波シミュレーション検討の結果、要望地が最適と判断され、今回の変更要望に至ったものです。申請地は高岡町小山田、詳細は議案書 67、68 ページの図面をごらんください。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見、質疑等ございません

か。

○2番（岡委員） 経済連の茶用施設の土地が左岸土地改良区の受益面積に入っています。その代替地について、私が左岸土地改良区の理事ですので意見を求められました。理事会では、別な場所の同様の面積の土地を代替地にとということで、承認されましたが、面積も大きいし、基盤整備を行わないといけないので、大丈夫だろうかとなっているところです。以上、経過報告です。

○議長（松田） ほかにございませんか。事務局から何かありませんか。

○事務局（稗苗） 事務局としては、「周辺農地に影響のないようにすること」との意見を付してはどうかと考えていますが、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

議案第40号農業委員会事務の実施状況等について、69ページを議題とします。

○事務局（小谷） 議案第40号農業委員会事務の実施状況等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されておりますことから、今回議案として上程するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。資料の別冊1をごらんください。

1ページから8ページまでは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績となっております。また、9ページから11ページが、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

それでは、平成30年度の活動実績から御説明いたします。

1ページをごらんください。農業委員会の状況では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。

続きまして、2ページから4ページにかけては、農地等の利用の最適化の推進の三本柱であります、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消についての記載でございます。これらは、新しい農業委員会制度が始まっておりますが、新農業委員会制度の中でも最も重要な必須事務に位置づけられております。それぞれの現状及び課題、目標及び実績等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページの違反転用への適正な対応についてでございます。課題や実績等については記載のとおりでございます。

次に、6ページから7ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてでございます。農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務などの実績を記載しております。

次に、8ページ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、これらにつきましては、今回、総会終了後にホームページで意見募集を行うこととしております。

また、同ページの事務の実施状況の公表等ですが、総会等の議事録、活動計画の点検・評価の公表につきましては、市ホームページにおいて公表しております。

以上が平成30年度の活動の実績でございます。

続きまして、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

9ページの農業委員会の状況から11ページの違反転用への適正な対応まで、項目は平成30年度の活動実績と同様でございます。平成31年度活動計画等については記載のとおりでございます。この中で、国の交付金に直接影響する2項目の目標設定について御説明いたします。

まず、10ページの担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、平成31年度の新規集積目標面積を421.4ヘクタールと設定しております。これは、国から示された基準により、平成28年度から10年後の令和7年度までに担い手への集積率を割り戻した単年度の集積目標面積でございます。

次に、11ページの遊休農地に関する措置でございますが、平成31年度（令和元年度）の遊休農地の解消面積を29.6ヘクタールと設定しております。これは、同じく国

から示された基準により、平成 28 年度から 5 年後の令和 2 年度までに管内の遊休農地率を 1 % まで減らすことを目標として算出された単年度の解消目標面積でございます。

これらの目標面積や基準面積に対する達成度に応じて交付金の変動がまいりますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様のさらなる農地の集積・集約化と遊休農地の解消が求められることとなっております。

説明は以上です。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 41 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、70 ページを議題とします。

○事務局（平下） 相続税の納税猶予に関する適格者証明願が 1 件ございましたので、御説明いたします。

議案書の 71 ページから 72 ページをごらんください。

願出人は、村角町に在住の個人でございます。平成 30 年 8 月 8 日に父の死亡により農地を相続することとなり、田を 3 筆（1 万 45 平方メートル）、畑を 5 筆（3,098 平方メートル）、計農地 8 筆について相続税の猶予を受けたいということでございます。

農地の相続税納税猶予につきましては、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地などを相続し、農業を継続する場合に限り、相続人が死亡する日まで相続税の納税猶予額を免除する制度でございます。

被相続人の要件といたしましては、対象農地で死亡の日まで農業を営んでいた人、贈与税の納税猶予の特例の適用に係る農地等の生前一括贈与をした人でございます。

相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業を行うと認められる人でございます。

また、農地の生前一括贈与と同様に、納税猶予が全てまたは一部打ち切られる場合がございます。

以上が農地の相続税納税猶予に関する説明でございます。

御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第33号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数2件でございます。

報告第34号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数17件でございます。

報告第35号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数2件でございます。

報告第36号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数27件でございます。

報告第37号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数1件でございます。

報告第38号は、相続等による権利移動についてございまして、その数10件でございます。

なお、第33号、第34号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第35号、第36号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第6回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時0分閉会